

## 浪江町農業委員会総会議事録 (令和6年10月定例会)

1 開催日時 令和6年10月21日(月)午後1時30分から午後2時18分

2 開催場所 浪江町役場 2階 202会議室

3 出席委員(12人) 欠席委員(0人)

会長	4番	菅野 富美恵	(出)
会長職務代理者	1番	鈴木 敬二郎	(出)
委員	2番	松田 孝司	(出)
	3番	岡 高志	(出)
	5番	中野 弘寿	(出)
	6番	小澤 英之	(出)
	7番	高野 順	(出)
	8番	加藤 修	(出)
	9番	川島 優	(出)
	10番	柴野 正男	(出)
	11番	武藤 栄治	(出)
	12番	三瓶 徳久	(出)

4 出席農地利用最適化推進委員(18人)

浪江地区担当	畠山 行男	大堀地区担当	山田 勝広
浪江地区担当	佐川 洋一	大堀地区担当	半谷 祥一
浪江地区担当	緒形 亘	苅野地区担当	藤田 一宏
幾世橋地区担当	鎌田 光男	苅野地区担当	高野 諭吉
幾世橋地区担当	廣内 忍	苅野地区担当	吉田 あや子
幾世橋地区担当	安部 正之	苅野地区担当	笠井 宏光
幾世橋地区担当	木幡 裕秋	津島地区担当	今野 勝彦
請戸地区担当	脇坂 薫	津島地区担当	三瓶 禎信
請戸地区担当	荒川 勝己		
大堀地区担当	遠藤 定郎		

5 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件(所有権移転)	5件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請に対し審議の件	1件
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件(賃借権設定)	1件
議案第4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件(使用賃借権設定)	1件

6 事務局職員

事務局長	金山 信一
事務局次長	長沼 和也
事務局係長	国分 丈典
事務局員	吉田 奈津子
事務局員	西谷地 勝成

議長 それでは、只今より 10 月定例会を開会いたします。  
ただいまの出席委員数は 12 名でございます。また、推進委員数は 17  
名でございます。定足数に達しておりますので、会議を始めます。  
まず、本日の議事録署名人を指名いたします。先に通知しておりました  
とおり、5 番中野委員および 11 番武藤委員をお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。  
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 所有権  
移転 1 番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書 1-1 ページ 1 番読み上げ)

説明は以上です。よろしく申し上げます。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

木幡推進委員 津島地区の木幡です。  
譲渡人〇〇さんに 17 日電話にて聞き取りを行いました。自分は会社員  
だったので津島の農地を管理することは考えていない。高齢でもあり、  
〇〇さんに農地を任せるといことです。  
譲受人〇〇さんに 17 日電話をして聞きました。〇〇さんの姉が〇〇さん  
の母です。田畑の管理をしていた〇〇さんの父母が亡くなり、現在で  
は〇〇さんが田畑の管理、納税をしていたようです。それで、所有権の  
移転を受けることになりました。現在、津島地区は帰還困難区域ですが、  
段々と農地の管理をしたいということです。審議のほどよろしくお願  
いします。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了しました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
(質疑なし)  
質疑無しと認めます。  
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。  
議案第 1 号 1 番に賛成の委員の起立を求めます。  
(起立多数)  
議案第 1 号 1 番は原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、  
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 所有  
権移転 2 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書 1-1 ページ 2 番読み上げ)

説明は以上です。よろしく申し上げます。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

高野推進委員 ○○さんの父親と○○さんの父親が兄弟であり、○○さんの父が亡くなり、土地が○○さんへ相続されましたが、東京都に住んでいるため農業が出来ないので、実家にいるいとこの○○さんに所有権を移転し管理を任せたいとのことでした。○○さんも同意し、野菜栽培をしたいということでした。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了いたしました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
(質疑無し)  
質疑無しと認めます。  
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。  
議案第1号2番に賛成の委員の起立を求めます。  
(起立多数)  
起立多数であります。よって議案第1号2番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 所有権移転 3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書1-1 ページ3番読み上げ)

説明は以上です。よろしくお願ひします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

暫時休養いたします。お待ちください。

議長 再開いたします。推進委員に代わりまして、事務局より聞き取りと説明を行います。

事務局 ○○様と○○様に聞き取りをさせていただいております。○○様の酒田にあります実家の近くの農地について、○○様の方から買っていただけないかというふうな話の打診がありました。○○様についても、今、農業を拡大しているところでしたので、快くお引受けいたしましたということで、こちらの所有権の移転になっております。○○様の方も埼玉県に在住されていて、浪江の農地を管理するのはちょっと難しいということで、○○様の方で買い取りをしたということをございました。よろしくお願ひします。

議長 補足で説明をお願いいたします。1-19ページの売買ということなのですが、無償で売買されたということではよろしかったでしょうか。

議長 事務局に確認いたします。こちら所有権移転、売買を無償でということになっておりますが、これを贈与と職権で訂正をするということではよろしいのでしょうか。

事務局 売買を贈与と訂正をさせていただきたいと思います。

議長 そのほか質疑ございませんか。

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

議案第1号3番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第1号3番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 所有権移転4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書1-1 ページ4番読み上げ)

説明は以上です。よろしく申し上げます。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

笠井推進委員 議案1号4番の聞き取り調査の結果を報告いたします。

譲渡人〇〇さんの聞き取りですが、今回の申請農地について、震災後、植えてある果樹の伐採も考えたそうですが、環境省から伐採は出来ない旨が伝えられ、現在も梨や梅の木がそのままにしてあるということです。植えてある梨や梅の実の放射能の残留量を調べてみると、基準値内ではあるものの、いざ販売となると抵抗があり、また今後、息子さんも農家をやらないので、営農を諦め農地を処分することにしたということです。譲受人〇〇さん、こちら8月にも五反分ですかね、所有権移転の申請がありましたけれども、今回も経営規模拡大のため、〇〇さんが農地を売却したいという情報があって、〇〇さんが果樹園として耕作していた畑、約1.5ヘクタールを購入することにしたということです。〇〇さんは現在南相馬市に住んでおりますが、震災前は立野に住んでおり、立野にある自己所有の畑や近隣の農地を借りて、梅や梨の栽培をしております。今回取得予定の土地については、現在植えてある果樹を伐採後整地し、苗木を植えていく予定でいるということです。作業人員の方は現在、本人と父親の二人で従事していますが、収穫量が増えていけば人を雇っていく計画だということです。また、農機具関係は議案書の通り、トラクターやスピードスプレイヤーなど、必要な機具を揃えており作業に支障はないと考えられます。地域での人足作業や清掃活動にも積極的に参加し、周辺農家に協力していくということです。以上聞き取り調査の結果問題がないと思われま。審議のほどよろしく申し上げます。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了いたしました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

はい。1 番委員。

鈴木委員 今後のこともございますので、確認の質問でございます。合計が 120 万なのか、全体で 30 万なのか、それをちょっと教えていただきたいという事です。

議長 はい。それでは事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。事務局からご説明申し上げます。こちらの対価についてですが、1 筆あたりの価格となっております。それからご指摘がございましたように、合計金額の欄記載漏れがありましたので、次回からはこちらに記載して頂くようにきちんと指導をさせていただきます。宜しくお願いいたします。

議長 その他質疑ございますか。

議長 ただいま推進委員より質問がございました。事務局より説明を求めます。

事務局 10 a あたりの額の時には、カッコ書きで書かせていただくような指導をさせていただいています。1 筆あたりの金額を記入して提出する場合がありますので、そちらの場合はこちらで聞き取りをさせていただいています。10 a あたりか、それとも全ての農地、または 1 筆あたりか、というところを確認させていただきながら、こちらの内容について確認をさせていただいているところでした。今回については 1 筆あたりの金額という事でお話を伺っているところです。

議長 よろしいでしょうか。その他質問ございますでしょうか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

議案第 1 号 4 番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第 1 号 4 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、  
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 所有権移転 5 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書 1-1 ページ 5 番読み上げ)

説明は以上です。よろしく申し上げます。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

半谷推進委員 大堀地区担当の半谷です。

10月18日に譲渡人と譲受人双方に電話で確認をしました。譲渡人〇〇さんは、宅地と隣接する農地を整理したいということで、早く言えば戻って来ないということですね。〇〇さんの元の職場の繋がり、〇〇さんと面識があり売買の話になりました。譲受人〇〇さんは、田村市で農地を持ち農業をされており、機械も十分備えています。浪江町での農業も考えておりますので、今回取得する農地もきちんと管理すると思います。審議の程よろしくをお願いします。

議長

事務局、地元推進委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

議案第1号5番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第1号5番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する審議の件 1番について、事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。(議案書2-1 ページ1番読み上げ)

2-5 ページ差し替え (追加・差し替え資料②)

「4 資金調達についての計画」の部分について、本体工事全体の資金計画での記載であり、転用にかかる資金計画についてのみ記載したものに差し替えいたします。

申請地の位置は、2-8 ページをご覧ください。県道長塚請戸浪江線から500mほど西へ入った、旧さげやな場の北側にある農地です。

土地利用計画図について、2-13 ページをご覧ください。赤く着色された部分を転用し、さげ採捕付帯施設へ接続します送水管を埋設することになっています。

農地の種類は、北側に広がる10ha以上の一団の農地と接続していますので、第1種農地に該当します。

農地法【第6版】の26ページをご覧ください。第1種農地は、原則転用が不可となっておりますが、今回はさげ採捕付帯施設へ接続する水道の送水管の埋設となっており、例外的に許可できる事項のひとつである、特別な立地条件を必要とする養殖事業に該当するため、立地条件は問題ありません。

一般基準の資力については、町の予算書を提出いただき、事務局で問題ないことを確認しています。

送水管は埋設するため、日照や排水等周辺農地への支障はないと考えられます。

本件は、福島県が許可権者となっておりますので、当委員会の意見を付して県へ進達いたします。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

安部推進委員 幾世橋地区担当の安部です。  
申請人浪江町長吉田栄光さんで、担当の農林水産課の岩尾さんに 10 月 15 日電話にて確認しました。埋設する箇所については、境界の内側ギリギリに入るので、特に問題はないということです。隣に宅地があり現在住民が居ますけれども、間にU字構が入っていますので、雨水の処理とか、あと水道引込管の埋設なので、特に問題はないということです。審議の程よろしくをお願いします。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

川島委員 9 番川島です。  
10 月 15 日会長と事務局 4 名と現地調査を実施しました。現地で農林水産課の岩尾さんから説明を頂きましたけれども、送水管を埋設するという事で農地に大きな影響があるとは思えないかなと思いました。以上です。よろしくお願ひいたします。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
(質疑無し)  
質疑無しと認めます。  
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。  
議案第 2 号 1 番に賛成の委員の起立を求めます。  
(起立多数)  
起立多数であります。よって議案第 2 号 1 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、  
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する審議の件 賃借権設定 1 番についてですが、委員本人が関わっておりますので、浪江町農業委員会会議則第 18 条の規定により、〇番〇〇委員の退席を求めます。  
暫時休議します。  
(〇〇委員退席)  
再開します。

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する審議の件 賃借権設定 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書 3-1 ページ 1 番読み上げ)

申請地の位置は、3-8 ページをご覧ください。先ほどの案件と同じく、県道長塚請戸浪江線から 500mほど西へ入った、旧さげやな場の北側にある別な農地です。  
土地利用計画図について、3-12 ページをご覧ください。斜線部の農地の

うち、赤い線で囲まれたところを資材置場や駐車場として活用するため、一時転用することになっています。

農地の種類は、周辺を宅地や河川に囲まれた小集団の生産性の低い農地となりますので、第2種農地に該当します。

第2種農地は、当該農地に代えて周辺の他の土地では事業の目的が達成できない場合に許可できるものとなっておりますが、転用目的により事業地が限定されるような合理的な理由があり、候補地を選定する必要性が乏しい場合は、代替地がないと判断しても差し支えないとされています。

今回、現場事務所に隣接する土地に整備する計画で、事業地が限定されているため、代替地の検討はされておられません。このことにより、立地基準は問題ありません。

一般基準の資力については、残高証明書を提出いただき、事務局で問題ないことを確認しています。

排水や日照等、周辺農地への影響もないものと考えられます。

本件は、3,000㎡以下の一時転用となっておりますので、当委員会が許可権者となります。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

安部推進委員 幾世橋地区担当の安部です。  
設定人と非設定人には10月15日電話で確認いたしました。設定人〇〇さんによりますと、この土地は、震災前は泉田川漁協観光食堂の駐車場として使用していた場所で、その後は更地になってそのままにしてあるということです。畑で使用する計画も無いので貸すことにしました。非設定人〇〇〇株式会社の担当の方によりますと、畑は周りとは高低差が無いのでそのまま使用する計画ですが、車を止めるところと、重量物がある場合には、そこに鉄板を敷いて養生して使用するというものです。雨水等についても現状のまま使用するというものなので、特に問題はないと思います。審議の方よろしくお願ひします。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

川島委員 9番川島です。  
10月15日に会長、事務局4名と現地を確認しました。周辺に農地は無く、用途も資材置き場及び駐車場として、鉄板を敷いて利用するというものですので、現状回復等も問題はないと思います。以上です。よろしくお願ひいたします。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

松田委員 2番松田です。3-4の工事期間と一時転用期間、これ日にち合っていますか。ちょっと疑問を感じたんですが。

議長 それでは事務局に説明をお願いいたします。3-4ページ、中段(3)の一時転用の場合の利用期間令和7年4月30日と、その下(4)工事期間：

許可日から令和6年11月30日までとなっているという事について、整合性が取れているのかというところで。

事務局 一時転用。実際の採捕施設の工事期間としては年度末まで令和7年3月31日までです。そこから余裕をもつての4月30日までの一時転用の許可を取るという事で、一時転用の期間は4月30日までとなっています。その下の(4)の期間は、許可をもらってから11月30日までの間に借りた農地について鉄板敷とか、資材置き場にする工事をする期間が11月31日までという事です。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査員の説明が終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

議案第3号1番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第3号1番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する審議の件 使用貸借権設定 1番についてですが、引き続き、委員本人が関わっておりますので、○番〇〇委員が退席したまま議事を進行いたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する審議の件 使用貸借権設定 1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書4-1 ページ1番読み上げ)

申請地の位置は、4-8ページをご覧ください。旧大堀小学校から400mほど西へ入った、現在さけふ化施設建設工事が行われているすぐ東側の農地になります。

土地利用計画図について、4-11ページをご覧ください。赤く囲まれた農地の一部と水路について、大型車両が通行するために土のう及び鉄板を敷き、一時転用する計画となっています。

農地の種類は、農用地区域内農地になります。

農地法【第6版】の27ページをご覧ください。農用地区域内農地は、原則転用が不可となっておりますが、転用の期間は5か月間ほどであり、3年以内の一時転用のため、立地基準は問題ありません。

一般基準の資力については、通帳の写しを提出いただき、事務局で問題ないことを確認しています。

また、適当な措置がとられることから、周辺農地への影響がないものと考えられます。また、排水や日照等も特段問題ないと考えられます。

本件は、3,000㎡以下の一時転用となっておりますので、当委員会が許可権者となります。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

山田推進委員 大堀地区担当の山田です。  
10月15日に現地調査を行いました。町発注のさけ採捕施設事業のため、大型車両出入りのための一時転用という事を確認いたしました。〇〇さんとは電話で話しまして、町の公共事業であるため、期間も3月いっぱいという事なので承諾しました。〇〇〇の現地で、〇〇〇の現場代理人の方と現場で話をしまして、道路の法面についてはフレコンバックで養生し、水路に土砂が入らないような施工をして、工事終了後元に戻すという事を確認いたしました。審議よろしくお願ひいたします。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

川島委員 9番川島です。  
10月15日に地元推進委員と現地調査を実施いたしました。先程も地元推進委員の方から話があったように、工事車両の安全等を確保するための隅切りということで、一時転用面積も小さく、農地への影響も少ないと思われまふ。道路部分との段差についても大型土嚢等で対応するということなので、現状回復等にも問題ないかと思ひました。以上です。よろしくお願ひいたします。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑ございませぬか。  
(質疑無し)  
質疑無しと認めまふ。  
それでは採決に入ります。採決は起立により行ひまふ。  
議案第4号1番に賛成の委員の起立を求めまふ。  
(起立多数)  
起立多数であります。よつて議案第4号1番に原案のとおり承認を与えまふ。  
ここで〇番〇〇委員の入室を認めまふ。  
暫時休議しまふ。  
(〇〇委員入室)  
再開いたします。

以上で、本日上程されたすべての議事が終了しまふ。

令和6年10月21日

開始時刻 午後1時30分

終了時刻 午後2時18分

議 長

議事録署名人 (5 番)

議事録署名人 (11 番)